

◆桜井久勝『財務会計講義（第19版）』における収益認識会計基準および同適用指針の確定に伴う項番号の更新リスト

2018年3月30日発行の本書第19版第1刷は、企業会計基準委員会が2017年7月20日に公表した企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」および同・適用指針公開草案に基づいて、第6章「売上高と売上債権」の解説を行っています。その後、これらの公開草案は、2018年3月30日に企業会計基準委員会により、それぞれ企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および同・適用指針として確定されました。これによって、本書の解説内容が影響を受けることはありませんが、基準や指針に付された項の番号が、公開草案と確定基準の間で変化しています。

次のリストは、本書において、収益認識会計基準に関して項番号を付して解説した箇所を示しています。このうち、①公開草案から確定基準へと項番号が変化したものは、本書に記載されている公開草案時の項番号に取消線をつけたうえで、確定基準の項番号を赤字で示しています。項番号を追加した部分もあります。②公開草案と確定基準の間で項番号が変化しなかったものは、項番号を青字で示しています。

頁	行	更新事項
125	6	すべての要件を満たす必要がある（基準 16 ・ 17 19・20 項）。
〃	13	は収益認識の対象にならない（ 19 22 項）。また形式上は別個の契約でも、それが
〃	15	の契約と見なして会計処理を行う（ 24 27 項）。
〃	23	の契約が解約され新規契約が締結されたと仮定した会計処理を行う（30・31 項）。
126	12	がなければ、②既存の契約の変更として処理することができる（指針 91 92 項）。
〃	19	れが企業にとっての履行義務である（基準 29 32 項）。別個の履行義務として判断さ
〃	22	の約束と区別できなければならない（ 31 34 項）。
〃	26	行義務としないことができる（指針 29 94 項）。このほか履行義務の内容や区分につ
127	7	払額を控除した純額だけを収益に計上する（指針 39・40 項）。
〃	9	していなければならない（指針 43 項）。そのためには企業が、約束の履行に主た
〃	11	を有していることが、重要な判断の指標となる（指針 47 項）。

〃	28	て認識する（指針 48 項）。
128	10 -	前に顧客から受取った対価額は、契約負債として貸借対照表に計上する（基準 75 78 項）。
〃	17	見込まれるコストについて、製品保証引当金を設定する（指針 34 項、第 10 章第 4 節）。法律
〃	19	担するような保証は、これに該当する可能性が高い（指針 37 項）。
〃	23	て契約負債を計上する（指針 34・35 項）。
〃	27	収益の額は取引価格に基づいて測定する（基準 43 46 項）。取引価格とは、財や
129	2 -	いう（44 47 項）。対価が現金以外の場合は、対価の時価評価額が取引価格となる（56 59 項）。
〃	5	上収益に含めない（基準 47 項）。したがって販売時の消費税は、企業が税務当局に代わって
〃	27	（基準 47 50 項）。①仮価格での取引や交渉中の売上値引、②大量取引による代金減
〃	30	これに該当する（指針 23 項）。
130	4	見直しを行う（基準 51・52 54・55 項）。
〃	8	できる方法を選択し、これを首尾一貫して適用する（基準 48・49 51・52 項）。
〃	24	とができる（基準 53～55 56～58 項）。
132	3	売価格の比率に基づき、取引価格を履行義務に配分する（基準 63・65 66・68 項）。
〃	10 -	それである。採用した見積方法は類似の状況で首尾一貫して適用する（基準 66 69 項、指針 31 項）。
〃	14	して比例的に配分する（基準 67 70 項、本章の設例 1 参照）。ただし合理性があれば、
〃	15	一部の履行義務だけに値引相当額を配分してもよい（68 71 項）。
〃	19	いう（基準 32 35 項）。また財やサービスに対する支配とは、その財やサービスの使
〃	20 -	用を指図し、それらが有する便益のほとんどすべてを享受する能力を意味する（34 37 項）。
〃	25 -	収益を認識し、②では一定期間にわたる充足につれて収益を認識する（基準 32 35 項）。
133	2	ずれの要件も満たさないものを①とする方法で行う（35 38 項）。
〃	12 -	間がごく短ければ、義務完了の一時点で収益を認識することができ（指針 94・95 95・96 項）、

〃	14	会計処理を行うことができる（指針 96 97 項）。
〃	18	から顧客に移転した時点で収益を認識する（基準 36 39 項）。
〃	22	産の検収がそれである（37 40 項）。
134	5	など前もって決められた一時点で収益を認識することができる（指針 97 98 項）。
〃	10	り、図表 6-4 に示すように場合分けして会計処理を行う（指針 69・72・73 項）。
135	6	者に無条件の対価支払義務を負わないことを指標として判断する（指針 76 項）。
〃	11	託者が商品を最終消費者に販売した時点で計上する（指針 75 項）。この販売時点
136	17	（指針 77 項）。見出荷であっても、次の全要件を満たしていれば顧客が商品を支
〃	21	を当社が使用したり他の顧客に振向けることができないことである（79 項）。
〃	26	債として会計処理する（指針 85 項）。
137	8	見積って、これに基づいて収益を一定の期間にわたり認識する（基準 38 41 項）。こ
〃	15	足の進捗度を合理的に見積ることができなければならない（41 44 項）。そのため
〃	21 -	の割合を、発生したコストや労働時間などを指標として見積る方法である（指針 15・17・20 項）。
〃	25	ればならない（基準 39 42 項）。
138	23	める（基準 40 43 項、第 12 章第 6 節参照）。また工事原価総額が工事収益総額を超過し
〃	26	の損失として処理する（指針 89 90 項）。
139	26	（基準 9・74 10・77 項）。逆に、財やサービスの移転前に顧客から対価を受取る場合は、
〃	28	に計上する（75 78 項）。設例の第 2 年度で計上された契約負債は、財やサービス
140	4	と見込まれる費用と同額を収益に計上する（基準 42 45 項）。この会計処理は原価回
〃	7	収益を認識しない会計処理が許容されている（指針 98 99 項）。
233	15	（収益認識会計基準適用指針 34 項）。

（作成：桜井久勝 2018 年 4 月 1 日）